

下松市公用車広告掲出取扱要領

令和 2 年 1 2 月 2 日
制定

改正 令和 3 年 3 月 2 3 日
令和 4 年 6 月 2 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、下松市有料広告の掲載に関する要綱（平成 21 年 1 月 30 日制定。以下「要綱」という。）に基づき、下松市有料広告の募集及び掲載に関する基準（平成 21 年 1 月 30 日制定。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、本市が所有する公用車に対する広告物の掲出について、必要な事項を定めるものとする。

なお、広告物の掲出は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において行うものとする。

(広告の規格等)

第 2 条 広告を掲出する車両、広告の規格、広告の掲出位置、広告掲出料は別に定める。

(広告の掲出期間)

第 3 条 広告の掲出期間は、1 月を単位とし、最長 1 年とする。

2 掲出期間内に、連続 7 日以上市の責めに帰すべき事由により広告の掲出ができなかった場合は、日数に応じて掲出期間を延長することができる。

(広告の掲出基準)

第 4 条 要綱及び掲載基準に定めるもののほか、次の各号に該当する広告は掲出しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのある広告
- (2) 車両運行の支障になる広告
- (3) 広告主が市税を滞納しているもの

(広告の掲出申込)

第 5 条 広告掲出の申込は別記第 1 号様式により行うものとする。

(広告の掲出決定)

第 6 条 広告掲出の決定は要綱第 7 条による決裁を行い、別記第 2 号様式により通知するものとする。

2 市は、広告掲出に係る決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等が要綱に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲出変更申込)

第7条 前条による決定があった広告掲出期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、別記第1号様式を提出し承認を得なければならない。

(広告の掲出変更決定)

第8条 広告掲出の変更決定は、第6条の規定を準用する。

(広告物の掲出方法等)

第9条 広告物の掲出方法は、車両運行上の安全を確保したもので、基本的にラッピング・フィルム、シール等の剥離が可能な素材を貼付するものとし、車体への塗装は行わないものとする。

2 広告主は、広告物の掲出及び撤去を行うときは、公用車の運行業務に支障が生じないよう市長と協議のうえ、日程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告物の掲出、撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第10条 公用車に広告物を掲出した後に、市の責めに帰する事由により広告物がき損し、又は破損したときは、市が修復するものとする。

2 経年による広告物の劣化等については、市は修復の責を負わないものとする。

(広告掲出の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出期間中であっても、広告掲出を取り消すことができる。

(1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告の申込に当たって、虚偽の内容があったとき。

(4) 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 掲載基準第5条に定める規制業種等に該当するに至ったとき

(6) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき

(広告掲出料の納入)

第12条 広告主は、広告掲出料を市長の指定する期日までに納入しなければならない。

(広告掲出料の返還)

第13条 広告の掲出期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲出することができなくなった場合は、市はその月数に応じて広告掲出料を広告主に返還する。

2 月の途中で掲出することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲出料の返還については、当該月の日数による日割りとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広告内容の責任等)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 前項に関する経費は、広告主の負担とする。

3 広告物の作成、掲出及び撤去に係る費用は広告主の負担とする。ただし、第11条第6号に該当したことにより、広告物の撤去が必要になったときは、その撤去に係る費用は市の負担とする。

4 広告主は、広告掲出後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。